

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年8月13日

【四半期会計期間】 第14期第1四半期(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

【会社名】 株式会社 ベネフィット・ワン

【英訳名】 Benefit One Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 白石徳生

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区渋谷三丁目12番18号

【電話番号】 03-4360-3250 (代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役経営管理部長 管理担当 小山茂和

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区渋谷三丁目12番18号

【電話番号】 03-4360-3250 (代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役経営管理部長 管理担当 小山茂和

【縦覧に供する場所】 株式会社ベネフィット・ワン 大阪支店
(大阪市北区芝田一丁目1番4号)

株式会社ベネフィット・ワン 名古屋支店
(名古屋市中村区名駅一丁目1番4号)

株式会社ベネフィット・ワン 横浜支店
(横浜市中区相生町二丁目31番5号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第14期 第1四半期連結累計(会計)期間	第13期
会計期間	自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日	自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日
売上高 (百万円)	3,694	13,735
経常利益 (百万円)	228	1,985
四半期(当期)純利益 (百万円)	128	1,075
純資産額 (百万円)	5,808	6,000
総資産額 (百万円)	8,570	10,450
1株当たり純資産額 (円)	26,717.23	27,669.70
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	590.32	4,996.71
潜在株式調整後 1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	572.89	4,806.36
自己資本比率 (%)	67.8	57.4
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△ 679	2,095
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△ 433	△ 818
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△ 282	△ 119
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	2,379	3,774
従業員数 (名)	421	283

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

なお、当第1四半期連結会計期間後、平成20年7月25日開催の取締役会において、当社の連結子会社である株式会社スピークラインについて、平成20年9月1日に当社が同社の事業の全部を譲受け、平成20年11月をもって清算する予定とした決議をしております。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における状況

平成20年6月30日現在

従業員数(名)	421 (433)
---------	-----------

- (注) 1 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数であります。
- 2 従業員数欄の()は、契約社員及び派遣社員の期間平均雇用人員数を外数で表示しております。
- 3 従業員数が当第1四半期連結会計期間において138名増加したのは、業容拡大に伴う新卒採用を積極的に行ったことによるものであります。なお、従業員の状況については、事業の種類別セグメント及び事業の部門別は記載していないため、事業の種類別セグメント及び事業の部門別の注記はしていません。

(2) 提出会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数(名)	393 (385)
---------	-----------

- (注) 1 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員数であります。
- 2 従業員数欄の()は、契約社員及び派遣社員の期間平均雇用人員数を外数で表示しております。
- 3 従業員数が当第1四半期会計期間において135名増加したのは、業容拡大に伴う新卒採用を積極的に行ったことによるものであります。なお、従業員の状況については、事業の種類別セグメント及び事業の部門別は記載していないため、事業の種類別セグメント及び事業の部門別の注記はしていません。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

当社及び連結子会社は、企業の福利厚生代行サービスを行っているため、生産実績及び受注実績については、該当事項はありません。

また、当社及び連結子会社は、企業の福利厚生代行サービスを中心としたアウトソーシング事業とゲストハウス事業等を行っており、アウトソーシング事業の売上高及び営業利益の金額は、全セグメントの売上高の合計及び営業利益の金額の合計額に占める割合がいずれも90%超であるため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

このため、販売実績については、「3 財政状態及び経営成績の分析」における業績説明に記載しております。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等はありません。

3 【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

（1）経営成績の分析

当第1四半期におけるわが国経済は、原油価格の高騰や穀物価格の上昇、依然として続く米国の景気後退懸念等により経済全体に不透明感が見られます。また、個人消費においても所得の伸び悩みにより消費動向は弱含みで推移しております。

このような経済状況の下、主要顧客である大企業、官公庁等は、従業員の価値観・ニーズに合致した幅広い福利厚生サービスを効率的に提供するため、福利厚生のアウトソーシングを推進しており、市場は高い成長を示すと共に、育児・介護を中心としたワークライフ・バランスに配慮した福利厚生メニューの拡充が進展しております。

このような環境の中で、当社グループといたしましては、法人会員に対して提案営業を推進し福利厚生サービスを拡大しております。また、報奨金・奨励金などをポイント化し管理・運営をするサービス「インセンティブ・カフェ」や、グルメ中心の「会員事業」「標章事業」等の拡充を図ると共に、更に平成20年4月より健康保険法改正に伴う「特定保険健康診査・特定保険指導」の義務化による新サービスを開始しております。加えて、連結子会社の株式会社ベネフィットワン・パートナーズの「カスタマー・ロイヤリティ・プログラム（企業顧客満足度向上のための物販およびサービス提供）」を提供するなど、グループをあげて、新規サービスに取り組むことにより、個人および法人会員の両面へのサービス提供の体制を強化しております。

こうした取組みの結果、当社グループの当第1四半期における売上高は3,694百万円となりました。また、損益は、従来通り季節要因としてガイドブックの制作等によるコストが第1四半期に集中しておりますが、ガイドブック制作単価の見直しや宿泊補助金等のコスト軽減により原価率が改善され、営業利益231百万円、経常利益は228百万円、四半期純利益は128百万円となりました。

当社グループにおいて、アウトソーシング事業の売上高は連結売上高の90%超を占めるため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

なお、部門別売上高を示すと、次のとおりであります。

①福利厚生部門

当部門におきましては、積極的な営業展開を行い新規サービス開始に努めた結果、当四半期連結会計期間の売上高は3,260百万円となりました。

②物販部門

当部門におきましては、福利厚生会員向け物販の堅調な推移により、当四半期連結会計期間の売上高は434百万円となりました。

また、当社グループの売上原価は、季節変動要因として第1四半期及び第2四半期にガイドブックや補助金等の発生する割合が大きく、連結会計年度の第1四半期及び第2四半期の売上原価と第3四半期及び第4四半期の売上原価との間に著しい相違があります。

(2) 財政状態の分析

①資産

当第1四半期末の総資産は前連結会計年度末に比して1,879百万円減少し、8,570百万円となりました。これは主に、現金及び預金の減少1,395百万円、受取手形及び売掛金の減少579百万円によるものであります。

また、固定資産においては、308百万円増加し、3,869百万円となりました。これは主に、松山カスタマーセンター建設用地取得に伴う増加368百万円によるものであります。

②負債

当第1四半期末の負債は前連結会計年度末に比して1,687百万円減少し、2,762百万円となりました。これは主に、仕入債務が減少したことによる支払手形及び買掛金の減少1,071百万円、法人税等の納付による未払法人税等の減少489百万円によるものであります。

また、固定負債においては、8百万円増加し、57百万円となりました。

③純資産

当第1四半期末の純資産は前連結会計年度末に比して191百万円減少し、5,808百万円となりました。これは主に、配当金支払に伴う利益剰余金の減少196百万円によるものであります。

この結果、自己資本比率は、前連結会計年度末の57.4%から67.8%となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当四半期連結会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、前連結会計年度末に比して1,395百万円減少し2,379百万円となりました。

当四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因を以下に記載します。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果使用した資金は、679百万円となりました。

資金増加の主な内訳は、売上債権の減少579百万円等によるものであります。

資金減少の主な内訳は、ガイドブック制作にかかる支出を主因に仕入債務の減少1,071百万円等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は、433百万円となりました。

これは主に、有形固定資産の取得による支出368百万円と無形固定資産の取得による支出46百万円等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は、282百万円となりました。

これは主に、利益処分による配当金の支払294百万円があったこと等によるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間において、研究開発活動に該当する事項はありません。

(6) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

福利厚生のアウトソーシング事業は、元来経済性に優れ、育児・介護を中心としたワークライフ・バランスに配慮した福利厚生メニューが拡充されることに伴い、高い成長率を示しております。

当社グループといたしましては、これらの状況を踏まえて、法人会員に対して提案営業を推進し福利厚生サービスの一層の浸透に努めて参ります。また、サービスの拡充の観点から「インセンティブ・カフェ」や、グルメ中心の「会員事業」「標章事業」並びに「ヘルスケアサービス」（特定保険健康診査・特定保険指導の義務化による新サービス）を開始しております。加えて、連結子会社の株式会社ベネフィットワン・パートナーズの「カスタマー・ロイヤリティ・プログラム（企業顧客満足度向上のための物販およびサービス提供）」を含め、グループをあげて、新規サービスに取り組むことにより、更なる個人および法人会員の両面へのサービス提供の体制を強化してまいります。

(7) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社グループは法人会員から入会金および個人会員数に応じた月会費を收受し、個人会員が宿泊施設等を利用した際に、加入コースに応じた補助金を支給します。この補助金は当社グループの主要なコストになる反面、個人会員の満足度を高めるために重要な役割を果たしております。

このコストの上昇を吸収するため、サービス提供企業から基本登録料および送客手数料を收受する等収益機会の拡大を図りました。今後もこうした収益確保に努め、更に優良なサービス提供をいたします。

また、トータルコンペンセーションとは、総額報酬管理ともいわれ、給与、年金、ストックオプションなど、報酬を総額で管理する制度であります。当社では現状、カフェテリアプランの導入を通じて福利厚生費をコントロールすることが可能とすることができます。

さらサービスを拡大するために将来的には、給与計算会社、社宅管理会社、金融機関など各専門分野の会社とのアライアンスが必須であり、提携の推進に努めてまいります。

一方、同業他社との間で会員獲得のための過当競争が発生する可能性があります。当社といたしましてはシェア拡大戦略により、サービス提供企業の協力を得て施設の利用料金の低価格化等を図り、より競争力のあるサービスを提供してまいります。

カスタマーセンターの予約受付等の業務は、宿泊施設等の利用が集中する夏期休暇や年末年始の時期の約2ヶ月前に繁忙を極め、その業務量は時期により大きな差があります。

カスタマーセンターの適正な人員配置を心がけることにより、コストの低減と会員の満足度を同時に充足するよう努めてまいります。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間に以下の設備を取得いたしました。

提出会社

事業所名 (所在地)	事業の種類 別セグ メントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積㎡)	その他	合計	
松山カスタマー センター (愛媛県松山市)	アウトソ ーシング 事業	コールセン ター及び事 務スペース 新設	—	—	368 (1,818.20)	—	368	—

(注) 1 上記金額には、消費税等が含まれておりません。

2 新設コールセンター及び事務スペース建設用地取得のため、従業員数については記載しておりません。
なお既存松山カスタマーセンターの従業員数は、113名であります。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設、除却等
について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。

また、当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	700,000
計	700,000

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数（株） （平成20年6月30日）	提出日現在 発行数（株） （平成20年8月13日）	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	217,400	217,400	東京証券取引所 市場第二部	(注) 1
計	217,400	217,400	—	—

(注) 1 完全議決権株式であり、株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式であります。

2 提出日現在の発行数には、平成20年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使（旧新株引受権の権利行使を含む。以下同様）により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

提出会社に対して新株の発行を請求できる権利（旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権）に関する事項は、次のとおりであります。

① 平成12年3月22日決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,620(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株につき 7,500
新株予約権の行使期間	平成14年4月1日から 平成22年3月21日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 7,500 資本組入額 3,750
新株予約権の行使の条件	(注)1
新株予約権の譲渡に関する事項	新株引受権の譲渡、担保権の設定等一切の処分を行う ことができない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—

(注)1 ① 新株引受権の割当を受けた者(以下「乙」という。)は、権利行使時においても、当社の取締役または従業員であることを要する。

② 乙が在任または在職中死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができる。

③ 乙は、甲指定の書面により新株引受権の全部または一部を放棄した場合には、権利を行行使することができない。

④ 乙は、新株引受権の譲渡、担保権の設定等一切の処分を行うことができない。

⑤ 権利行使に係る新株払込金が、年間1,200万円を超えないこと。

⑥ 権利行使により取得した株式が、本契約書4条第1項により開設される野村証券株式会社(以下証券会社という)の乙名義の株式保護預り口座に預託されること。

2 新株予約権の目的となる株式の数は、臨時株主総会決議における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の目的となる株式の数を減じております。

② 平成12年4月21日決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	780
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株につき 7,500
新株予約権の行使期間	平成14年4月25日から 平成22年4月20日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 7,500 資本組入額 3,750
新株予約権の行使の条件	(注)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株引受権の譲渡、担保権の設定等一切の処分を行うことができない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

- (注) ① 新株引受権の割当を受けた者(以下「乙」という。)は、権利行使時においても、当社の取締役または従業員であることを要する。
- ② 乙が在任または在職中死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができる。
- ③ 乙は、甲指定の書面により新株引受権の全部または一部を放棄した場合には、権利を行行使することができない。
- ④ 乙は、新株引受権の譲渡、担保権の設定等一切の処分を行うことができない。
- ⑤ 権利行使に係る新株払込金が、年間1,200万円を超えないこと。
- ⑥ 権利行使により取得した株式が、本契約書4条第1項により開設される野村証券株式会社(以下証券会社という)の乙名義の株式保護預り口座に預託されること。

③ 平成13年3月14日決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	160(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株につき 27,179
新株予約権の行使期間	平成15年4月1日から 平成23年3月13日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 27,179 資本組入額 13,590
新株予約権の行使の条件	(注)1
新株予約権の譲渡に関する事項	新株引受権の譲渡、担保権の設定等一切の処分を行うことができない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 ① 新株引受権の割当を受けた者(以下「乙」という。)は、権利行使時においても、当社の取締役または従業員であることを要する。

② 乙が在任または在職中死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができる。

③ 乙は、甲指定の書面により新株引受権の全部または一部を放棄した場合には、権利を行行使することができない。

④ 乙は、新株引受権の譲渡、担保権の設定等一切の処分を行うことができない。

⑤ 権利行使に係る新株払込金が、年間1,200万円を超えないこと。

⑥ 権利行使により取得した株式が、本契約書4条第1項により開設される野村証券株式会社(以下証券会社という)の乙名義の株式保護預り口座に預託されること。

2 新株予約権の目的となる株式の数は、臨時株主総会決議における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の目的となる株式の数を減じております。

提出会社に対して新株の発行を請求できる権利（平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権）に関する事項は、次のとおりであります。

① 平成15年6月26日決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	240(注)2
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	4,800
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株につき 30,000
新株予約権の行使期間	平成17年7月1日から 平成25年6月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 30,000 資本組入額 15,000
新株予約権の行使の条件	(注)1
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 ① 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または、当社の子会社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要す。

② 対象者の相続人は本新株予約権を行使できる。

2 新株予約権1個につき目的となる株式数は、20株であります。

② 平成16年6月28日決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	49(注)2
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	980
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株につき 35,000
新株予約権の行使期間	平成18年7月1日から 平成26年6月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 35,000 資本組入額 17,500
新株予約権の行使の条件	(注)1
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—

(注) 1 ① 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の特別顧問の地位にあることを要す。

② 対象者の相続人は本新株予約権を行使できる。

2 新株予約権1個につき目的となる株式数は、20株であります。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成20年4月1日～ 平成20年6月30日 (注)	550	217,400	6	1,427	6	1,367

(注) 新株予約権(旧新株引受権含む)の行使による増加であります。

(5) 【大株主の状況】

当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

なお、当第1四半期会計期間において、スパークス・アセット・マネジメント株式会社から平成20年6月5日付で関東財務局長に提出された大量保有に関する変更報告書により、平成20年5月30日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第1四半期会計期間末の実質所有株式数の確認ができておりません。

なお、その変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
スパークス・アセット・マネジ メント株式会社	東京都品川区大崎一丁目11番2号 ゲートシティ大崎	18,687	8.60

(注) 発行済株式総数に対する所有割合は、当第1四半期会計期間末時点のものであります。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、実質株主が把握できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成20年3月31日の株主名簿により記載しております。

① 【発行済株式】

平成20年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 216,850	216,850	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	216,850	—	—
総株主の議決権	—	216,850	—

(注) 「完全議決権株式 (その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が200株 (議決権200個) が含まれております。

② 【自己株式等】

平成20年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合 (%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年4月	5月	6月
最高 (円)	106,000	117,000	104,000
最低 (円)	97,800	99,600	99,500

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第二部におけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,177	3,572
受取手形及び売掛金	1,542	2,121
有価証券	201	201
商品	185	395
貯蔵品	13	14
その他	594	598
貸倒引当金	△13	△15
流動資産合計	4,701	6,888
固定資産		
有形固定資産	※1 1,147	※1 824
無形固定資産		
のれん	229	247
ソフトウェア	1,163	1,167
その他	7	7
無形固定資産合計	1,401	1,422
投資その他の資産		
その他	1,323	1,316
貸倒引当金	△3	△3
投資その他の資産合計	1,320	1,313
固定資産合計	3,869	3,561
資産合計	8,570	10,450

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	702	1,774
1年内返済予定の長期借入金	2	2
未払法人税等	92	582
預り金	968	939
その他	939	1,102
流動負債合計	2,704	4,400
固定負債		
長期借入金	6	7
ポイント引当金	34	31
その他	16	10
固定負債合計	57	48
負債合計	2,762	4,449
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,427	1,421
資本剰余金	1,367	1,361
利益剰余金	3,040	3,237
株主資本合計	5,835	6,019
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△27	△19
評価・換算差額等合計	△27	△19
少数株主持分	0	0

純資産合計	5,808	6,000
負債純資産合計	8,570	10,450

(2) 【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
売上高	3,694
売上原価	2,424
売上総利益	1,269
販売費及び一般管理費	※1 1,038
営業利益	231
営業外収益	
受取利息	0
受取配当金	0
受取手数料	0
その他	0
営業外収益合計	1
営業外費用	
持分法による投資損失	2
その他	1
営業外費用合計	4
経常利益	228
特別利益	
貸倒引当金戻入額	1
特別利益合計	1
特別損失	
固定資産除却損	0
固定資産売却損	0
特別損失合計	0
税金等調整前四半期純利益	228
法人税、住民税及び事業税	87
法人税等調整額	13
法人税等合計	100
少数株主損失(△)	△0
四半期純利益	128

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第1四半期連結累計期間
(自平成20年4月1日
至平成20年6月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	228
減価償却費	93
ポイント引当金の増減額 (△は減少)	3
持分法による投資損益 (△は益)	2
受取利息及び受取配当金	△0
支払利息	0
売上債権の増減額 (△は増加)	579
たな卸資産の増減額 (△は増加)	211
仕入債務の増減額 (△は減少)	△1,071
預り金の増減額 (△は減少)	28
その他	△269
小計	△193
利息及び配当金の受取額	0
利息の支払額	△0
補助金の受取額	82
法人税等の支払額	△568
営業活動によるキャッシュ・フロー	△679
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△368
有形固定資産の売却による収入	0
無形固定資産の取得による支出	△46
その他	△20
投資活動によるキャッシュ・フロー	△433
財務活動によるキャッシュ・フロー	
株式の発行による収入	12
配当金の支払額	△294
その他	△0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△282
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△1,395
現金及び現金同等物の期首残高	3,774
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 2,379

【継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況】

当第1四半期連結会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日）

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第1四半期連結会計期間
（自 平成20年4月1日
至 平成20年6月30日）

1 会計処理基準に関する事項の変更

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法の変更

たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、主として移動平均法による原価法によっておりましたが、当第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日）が適用されたことに伴い、主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法）に変更しております。

これによる損益への影響はありません。

なお、セグメント情報に与える影響は、事業別セグメント情報の記載を省略しているため、記載を省略しております。

(2) リース取引に関する会計基準の適用

所有権移転外のファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用できることになったことに伴い、当第1四半期連結会計期間からこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース取引開始日が適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引続き採用しております。

これによる損益に与える影響は軽微であります。

セグメント情報に与える影響は、事業別セグメント情報の記載を省略しているため、記載を省略しております。

【簡便な会計処理】

当第1四半期連結会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日）
該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】

当第1四半期連結会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日）
該当事項はありません。

【追加情報】

当第1四半期連結会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日）
該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額 329百万円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 309百万円

(四半期連結損益計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)										
<p>※1 販売費及び一般管理費の主なもの</p> <table> <tr> <td>給料手当</td> <td>276百万円</td> </tr> <tr> <td>荷造運賃</td> <td>239百万円</td> </tr> <tr> <td>支払地代家賃</td> <td>47百万円</td> </tr> <tr> <td>業務委託費</td> <td>55百万円</td> </tr> <tr> <td>消耗品費</td> <td>47百万円</td> </tr> </table> <p>2 当社グループの売上原価は、季節変動要因として第1四半期及び第2四半期にガイドブックや補助金等の発生する割合が大きく、連結会計年度の第1四半期及び第2四半期の売上原価と第3四半期及び第4四半期の売上原価との間に著しい相違があります。</p>	給料手当	276百万円	荷造運賃	239百万円	支払地代家賃	47百万円	業務委託費	55百万円	消耗品費	47百万円
給料手当	276百万円									
荷造運賃	239百万円									
支払地代家賃	47百万円									
業務委託費	55百万円									
消耗品費	47百万円									

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)						
<p>※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p style="text-align: right;">(平成20年6月30日現在)</p> <table> <tr> <td>現金及び預金</td> <td>2,177百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>201百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>2,379百万円</td> </tr> </table> <p>現金及び現金同等物とした「有価証券勘定」は「マネー・マネジメント・ファンド」であります。</p>	現金及び預金	2,177百万円	有価証券	201百万円	現金及び現金同等物	2,379百万円
現金及び預金	2,177百万円					
有価証券	201百万円					
現金及び現金同等物	2,379百万円					

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計(累計)期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	217,400

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	325	1,500	平成20年3月31日	平成20年6月30日

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

当社及び連結子会社は、企業の福利厚生代行サービスを中心としたアウトソーシング事業とゲストハウス事業等を行っており、アウトソーシング事業の売上高及び営業利益の金額は、全セグメントの売上高の合計及び営業利益の金額の合計額に占める割合がいずれも90%超であるため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び海外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

当第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

海外売上高がないため、該当事項はありません。

(有価証券関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成20年6月30日)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

当社及び連結子会社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
1株当たり純資産額 26,717円23銭	1株当たり純資産額 27,669円70銭

2 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
1株当たり四半期純利益	590円32銭
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	572円89銭

(注) 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎

項目	当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益(百万円)	128
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	128
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—
普通株式の期中平均株式数(株)	217,350
四半期純利益調整額(百万円)	—
普通株式増加数(株)	6,611
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	—

(重要な後発事象)

当第1四半期連結会計期間
(自 平成20年4月1日
至 平成20年6月30日)

平成20年7月25日開催の取締役会において、当社の連結子会社である株式会社スピークラインの顧客の多くが福利厚生会員であり、他の自己啓発・研修プログラムも含め重層的にサービスを提供することにより一層の顧客満足度の向上を図ることを目的として、同社を解散し平成20年9月1日をもって同社の事業「インターネット及び電話を利用した語学教育事業」の全部を譲受けることを決議いたしました。

取得する事業の譲受価額並びに企業結合の結果計上される資産及び負債の額は、事業譲受け期日における当該子会社の純資産帳簿価額を基準とし、取得する事業の取得対価の決済方法は現金で精算します。

なお、同社（持分比率85.0%）の経営成績及び負債総額は以下の通りであり、平成20年11月をもって清算する予定であります。

また同社は当社の子会社であります。上述のとおり、同社の事業は全て当社が譲受けるため、当社グループの営業活動に及ぼす重要な影響はありません。

区分	平成19年3月期	平成20年3月期
売上高	6百万円	12百万円
売上総利益	1百万円	6百万円
営業利益	△ 10百万円	△ 1百万円
経常利益	△ 10百万円	△ 1百万円

平成20年6月30日現在

区分	金額（百万円）
資産	3百万円
負債	2百万円
純資産	1百万円

(リース取引関係)

当第1四半期連結会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日）

リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引について通常の賃貸借取引に係る方法に準じて処理を行っておりますが、当四半期連結会計期間におけるリース取引残高は前連結会計年度末に比べて著しい変動が認められないため、記載しておりません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年8月8日

株式会社 ベネフィット・ワン
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 井上 隆 司 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 片岡 久 依 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ベネフィット・ワンの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ベネフィット・ワン及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年8月13日
【会社名】	株式会社 ベネフィット・ワン
【英訳名】	Benefit One Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 白石徳生
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区渋谷三丁目12番18号
【縦覧に供する場所】	株式会社ベネフィット・ワン 大阪支店 (大阪市北区芝田一丁目1番4号) 株式会社ベネフィット・ワン 名古屋支店 (名古屋市中村区名駅一丁目1番4号) 株式会社ベネフィット・ワン 横浜支店 (横浜市中区相生町二丁目31番5号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長白石徳生は、当社の第14期第1四半期(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。